破産手続廃止

平成２５年（フ）第９３号
千葉県市川市菅野３丁目９番７号
破産者　杉田　忠久
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１１号
千葉県市川市柏井町２丁目765番地２
破産者　飯塚鉄工株式会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
長崎県雲仙市小浜町北野460番地３
破産者　イチメイ工業有限会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４１３８号
大阪市東成区東今里１丁目７番21―103号
破産者　株式会社アクティス
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１００号
大阪市阿倍野区美章園２丁目19番20号
破産者　有限会社豊味
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７７号
大阪市天王寺区国分町21番46号
破産者　株式会社ＧＭＣ
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９号
奈良県葛城市東室190番地の２
破産者　有限会社ヤマサ化学
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９６４号
札幌市北区北23条西２丁目１番２号
破産者　株式会社ノース・エステート
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
茨城県神栖市日川1346番地
破産者　株式会社高島工務店
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６５号
長野県木曽郡南木曽町読書4179番地の１
破産者　有限会社ジェイツー
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１００号
長野県松本市石芝３丁目13番４号
破産者　システムクリエイト有限会社
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県明石市藤江字三ツ池2029番の１、店舗
兵庫県明石市和坂14―５
破産者　有限会社幸生商店
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
岐阜市茜部新所２丁目５番地岐阜市中央卸売市場内
破産者　丸一青果株式会社
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３１号
愛知県一宮市北方町曽根1079番地
破産者　二ノ宮修整有限会社
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
岐阜市河渡４丁目147番地
破産者　有限会社ティープロジェクト
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８９号
静岡市駿河区中島2576番地の23
破産者　株式会社ヤマキ工業
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３１１２号
札幌市北区北７条西１丁目１番地２
破産者　株式会社ビッグビィ
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２号
大阪府岸和田市磯上町６丁目６番１号
破産者　株式会社松下工務店
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
大阪府岸和田市磯上町６丁目６番１号
破産者　Ｍ．Ｋアテリア株式会社
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
神戸市西区高雄台32番６―８号
破産者　有限会社タックインターナショナル
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
熊本市東区戸島本町９番１号
破産者　有限会社サクシィード
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７７号
石川県羽咋郡志賀町長沢ツ56番地
破産者　有限会社長建設
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所七尾支部